

| 第2次 | | 第3次 | | 留意事項 | | | | | | |
|--------------------|---|--------------------|--|--------------------------|---|---------------|---|--|---|--------------------------------------|
| 目標 (5) | 課題 (10) 施策 (26) | 目標 (5) | 課題 (11) 施策 (27) | | | | | | | |
| I 心温まる 意識づくり | 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する 1 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します 2 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します 3 性に関する健康と権利の理解を深めます あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する 4 DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します 5 セクシャルハラスメントの防止対策を実施します | I 心温まる 意識づくり | 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する 1 男女共同参画の理解を広げる 啓発 を推進します 2 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します 17 子どもの男女共同参画の理解を促進します あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する 4 DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します 5 各ハラスメントの防止対策を実施します | * 広報活動の強化 * 子どもの理解の促進 | | | | | | |
| | II 活力ある まちづくり | | 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する 6 地域活動への男女共同参画を促進します 7 防災・復興分野における男女共同参画を促進します 市政への男女共同参画を推進する 8 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します 9 行政機関の男女共同参画を推進します | | 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する 6 地域活動への男女共同参画を促進します 7 防災・復興分野における男女共同参画を促進します 市政への男女共同参画を推進する 8 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します 9 行政機関の男女共同参画を推進します | * 様々な分野での啓発活動 | | | | |
| | | | III 働きやすい 環境づくり | | 就労の場における男女共同参画を推進する 10 男女平等の就労環境づくりを促進します 11 働きたい女性の就労を支援します 12 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する 13 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります 14 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します | | 就労の場における男女共同参画を推進する 10 男女平等の就労環境づくりを促進します 11 働きたい女性の就労を支援します 12 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する 13 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります 14 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します | * 安心して仕事ができる職場環境づくり(県男女共同参画推進企業認定数の増加) | | |
| | | | | | IV 笑顔のある 暮らしづくり | | 暮らしの中の男女共同参画を推進する 15 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します 16 家庭生活への男女共同参画を促進します 17 子どもの男女共同参画の理解を促進します 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境を進める 18 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます 19 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます 20 DVやジェンターに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます | | 暮らしの中の男女共同参画を推進する 15 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します 16 家庭生活への男女共同参画を促進します 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境を進める 18 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます 19 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます 20 DVやジェンターに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます 生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する 3 性に関する健康と権利の理解を深めます 新 生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策を推進します | * 男性にとっての理解の促進 * 誰もが安心して暮らせる環境づくり |
| | | | | | | | 計画の推進 | | 推進体制の整備 21 市民組織・団体 22 市役所庁内組織 23 男女共同参画を推進していくための拠点 24 連携・共同 計画の進行管理 25 計画の進捗状況の把握 26 市民意識の把握 | |

は「女性活躍推進法」に基づく推進計画と定めるもの。 斜字は、施策を移動、新設するもの。